

流山市の給与・定員管理について

給与・定員管理等の公表は、「地方公共団体における職員給与等の公表について」の一部改正について(平成27年3月20日総行給第9号)の様式記載要領などに準じて掲載しているものです。

なお、表中の千葉県の数値は「ちば県民だより」を、近隣市の数値は各市の協力によって作成しました。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	169,786	50,000,767	1,154,030	8,482,023	17.0	19.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 918	千円 3,742,028	千円 939,277	千円 1,416,816	千円 6,098,121	千円 6,643

類似団体平均 一人当たり給与費
6,365 千円

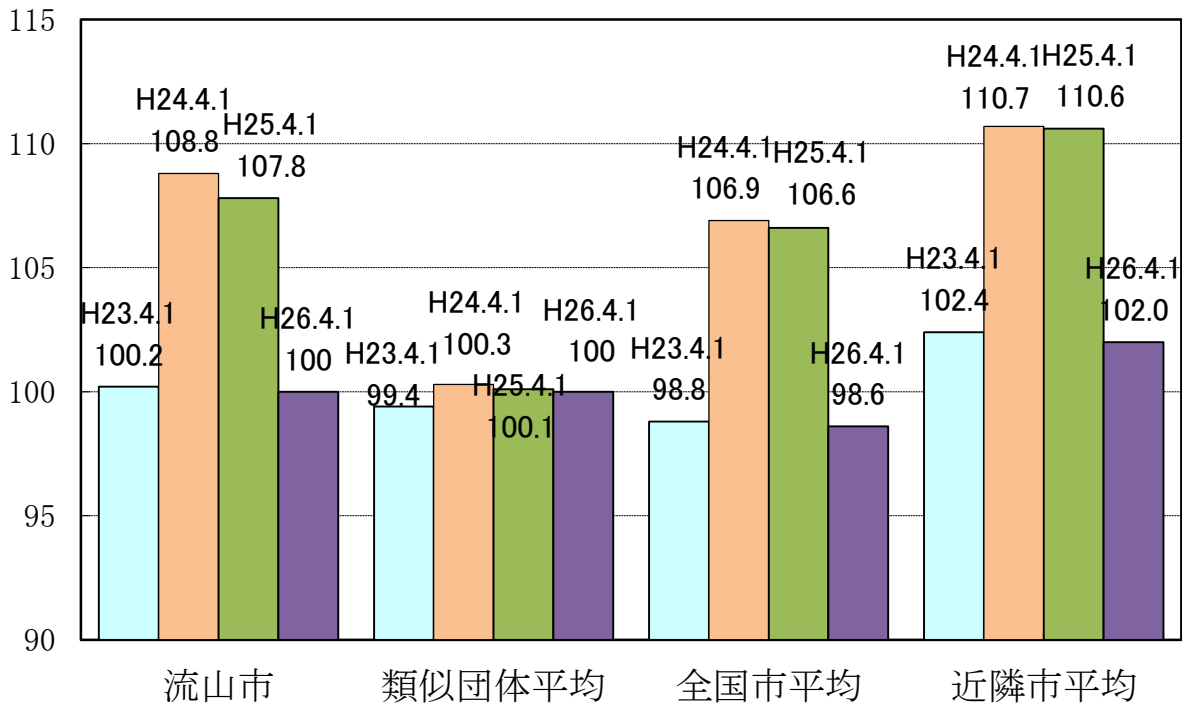
(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

	流山市	類似団体平均	全国市平均	近隣市平均
平成23年度	100.2	99.4	98.8	102.4
平成24年度	108.8	100.3	106.9	110.7
平成25年度	107.8	100.1	106.6	110.6
平成26年度	100.0	100.0	98.6	102.0



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 近隣市平均とは、我孫子市・野田市・柏市・松戸市・鎌ヶ谷市のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 4 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し [実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

改定実施時期	平成28年4月1日
実施内容	給料表の見直しについては、給料月額を平均2.2%引き下げます。 激変緩和のため、3年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施します。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

国基準6%に対し、流山市においては7%を支給します。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当については、国と同様に見直しを実施します(平成28年4月1日実施予定)。
現在実施している55歳を超える7級以上の職員の給料等の1.5%減額支給措置については、平成31年3月31日をもって廃止します。

2 一般行政職給料表の状況(平成26年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	137,200	174,200	224,600	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の給料月額	243,700	294,500	356,300	403,300	418,800	430,400	459,200	478,200

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
流山市	43.5 歳	336,571 円	429,147 円	394,004 円
我孫子市	42.6 歳	329,699 円	423,258 円	— 円
野田市	44.1 歳	347,177 円	432,220 円	— 円
柏市	42.6 歳	329,699 円	423,258 円	— 円
松戸市	41.1 歳	318,736 円	430,365 円	— 円
鎌ヶ谷市	42.4 歳	323,800 円	379,350 円	— 円
千葉県	42.8 歳	333,944 円	424,045 円	— 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	42.2 歳	327,201 円	420,484 円	377,340 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
流山市	49.1 歳	97 人	311,315 円	368,312 円	348,002 円	—	—	—	—
うち学校 給食員	50.8 歳	42 人	293,195 円	328,232 円	321,278 円	調理師	44.0 歳	295,600 円	1.11
うち清掃 職員	46.3 歳	22 人	335,323 円	439,981 円	386,233 円	廃棄物 処理業 従業員	44.7 歳	288,100 円	1.53

うち用務員	58.3 歳	4 人	366,775 円	402,004 円	397,699 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	2.02
我孫子市	50.1 歳	47 人	363,586 円	422,342 円	— 円	—	—	—	—
野田市	52.1 歳	66 人	354,225 円	412,275 円	— 円	—	—	—	—
柏市	52.8 歳	185 人	329,215 円	392,271 円	— 円	—	—	—	—
松戸市	51.9 歳	264 人	339,258 円	406,347 円	— 円	—	—	—	—
鎌ヶ谷市	54.0 歳	15 人	368,800 円	403,640 円	— 円	—	—	—	—
千葉県	52.4 歳	559 人	322,163 円	376,511 円	— 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	— 円	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	48.2 歳	134 人	328,555 円	386,197 円	364,924 円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
流山市	—	—	—
うち学校給食員	5,195,611 円	4,006,500 円	1.30
うち清掃職員	6,738,228 円	3,939,100 円	1.71
うち用務員	5,820,301 円	2,747,000 円	2.12

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成23～25年度の3ヶ年平均)。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
流山市	40.3 歳	315,743 円	414,217 円
我孫子市	39.6 歳	319,902 円	407,682 円
野田市	40.3 歳	320,963 円	420,450 円
柏市	42.3 歳	331,968 円	444,648 円
鎌ヶ谷市	40.8 歳	326,700 円	376,366 円
類似団体	39.2 歳	309,279 円	402,956 円

- (注)1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分			初任給
一般行政職	流山市	大学卒	180,800 円
		高校卒	146,200 円
	千葉県	大学卒	180,800 円
		高校卒	146,200 円
	国	大学卒	総合職 181,200 円
		大学卒	一般職 172,200 円
高校卒		一般職 140,100 円	
技能労務職	流山市	高校卒	146,200 円
	千葉県	高校卒	143,500 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成26年4月1日現在)

区分			経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	流山市	大学卒	247,650 円	367,117 円	394,356 円	422,588 円
		高校卒	— 円	318,067 円	363,233 円	392,483 円
技能労務職	流山市	大学卒	235,400 円	265,200 円	— 円	— 円
		高校卒	— 円	— 円	328,050 円	365,900 円
消防職	流山市	大学卒	260,100 円	— 円	— 円	— 円
		高校卒	225,900 円	336,025 円	368,386 円	396,840 円

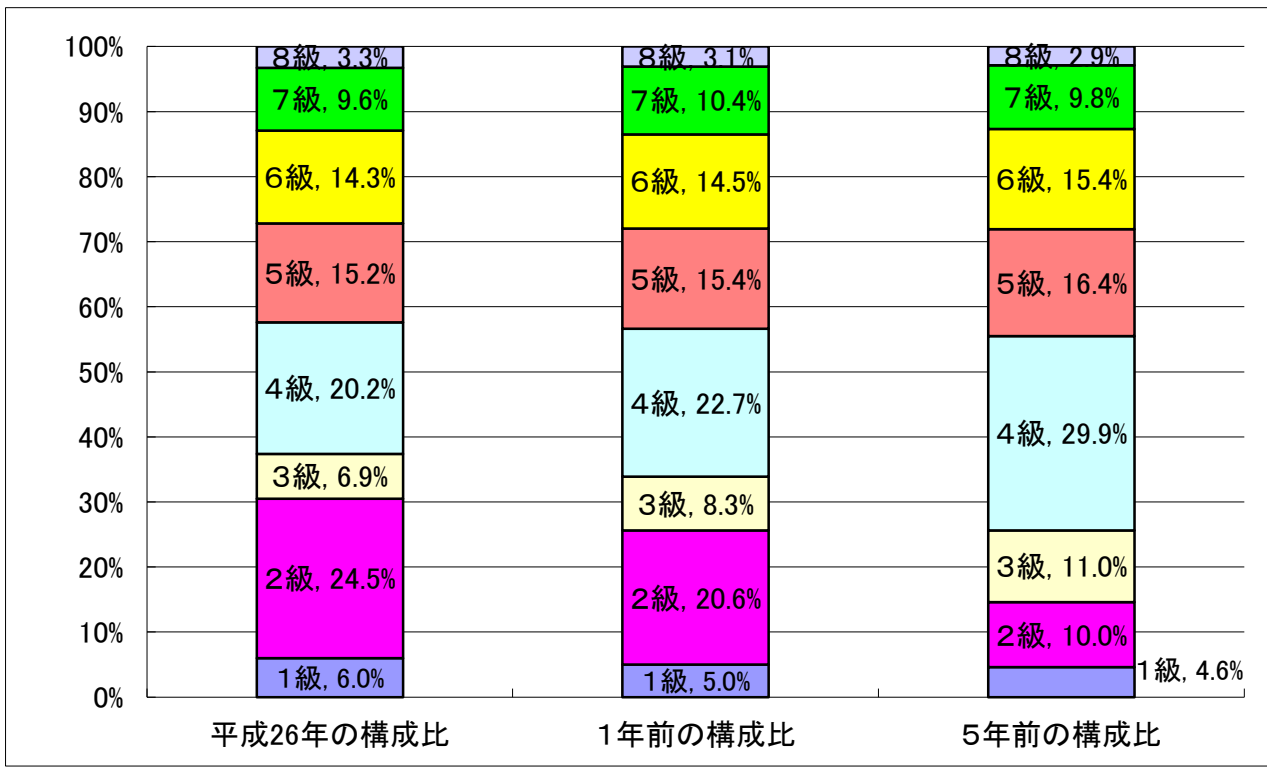
4 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	事務員/技術員	29 人	6.0 %
2級	主事/技師	118 人	24.5 %
3級	副主査/主任主事/主任技師	33 人	6.9 %
4級	主査	97 人	20.2 %
5級	係長/主査	73 人	15.2 %
6級	課長補佐	69 人	14.3 %
7級	次長/課長	46 人	9.6 %
8級	部長/事務局長	16 人	3.3 %
合計		481 人	100 %

(注) 1 流山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(2)昇給への勤務成績の反映状況

全職員に対して人事評価を実施。前年度の評価結果を翌年度の昇給に反映させ、号給の加算又は抑制を行います。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

流山市	千葉県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 145万7千円	—	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理監督加算 15、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注) 1人当たりの平均支給額は、特別職3名を除きます。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

課長職以上の管理職員について、成績率を考慮しました。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

流山市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
○1人当たり平均支給額 1,090万5千円(自己都合) 2,480万4千円(応募認定・定年)					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		2億9,891万6千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		286,592円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	7%	1,043人	3%
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)			103.9 (100.0)

(注) 地域手当補正後のラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数です。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	1,473万6千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	56,897円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)	25.5%
手当の種類(手当数)(平成26年4月1日現在)	19手当

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務		支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価		
徴収手当	市税の滞納整理又は国民健康保険料、し尿の汲取り手数料、公共下水道の使用料等若しくは市営住宅の家賃等の徴収に従事した者		130,000 円	日額	400 円	
税務調査手当	市税の課税調査に従事した者		214,200 円	日額	400 円	
用地交渉手当	用地交渉の業務に従事した者		108,000 円	日額	450 円	
電気等主任技術者手当	電気主任技術者又はボイラータービン主任技術者である者		120,000 円	月額	5,000 円	
病虫害防除等手当	病虫害の防除作業に従事した者		14,520 円	日額	330 円	
火災出動手当	消防職員で火災・救助のため出動した者 (高所作業手当の支給対象となる者を除く。)	午後 8 時から翌日午前 6 時までの間の出動	機関員である者	57,200 円	1回	650 円
			機関員でない者	94,500 円	1回	500 円
		上記以外の時間の出動	機関員である者	151,320 円	1回	520 円
			機関員でない者	254,000 円	1回	400 円
救急出動手当	消防職員で救急のため出動した者	午後 8 時から翌日午前 6 時までの間の出動	機関員である者	649,280 円	1回	320 円
			機関員でない者	1,021,250 円	1回	250 円
		上記以外の時間の出動	機関員である者	1,316,380 円	1回	260 円
			機関員でない者	2,048,000 円	1回	200 円
救急救命士手当	消防職員で救急救命処置に従事する者		1,345,000 円	月額	5,000 円	
高所作業手当	消防職員で地上 10 メートル以上の高所において消火若しくは救助の作業又は高度な訓練に従事した者	消火又は救助の作業に従事した者	午後 8 時から翌日午前 6 時までの間の出動	2,040 円	1回	680 円
			上記以外の時間の出動	-	1回	550 円
		高度な訓練に従事した者		50,600 円	日額	550 円
危険手当	人体に危険を及ぼす業務に従事した者		346,000 円	日額	500 円	
	放射性物質又はこれにより汚染された物を取り扱う業務のうち、特に危険な業務		410,000 円	日額	5,000 円	
災害等危険作業手当	震災、風水害の警戒、応急・復旧措置並びに救難、事故処理等の危険な業務に従事した者（防疫手当及び清掃業務手当の支給対象となる者を除く。）		-	日額	350 円	
行旅病人取扱手当	行旅病人の取扱いをした者		-	1件	1,500 円	
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いをした者		6,000 円	1件	3,000 円	
社会福祉手当	社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 15 条に定める者		1,978,200 円	月額	4,200 円	
防疫手当	防疫業務に従事した者		2,970 円	日額	330 円	
清掃業務手当	清掃作業の自動車の運転に従事した運転士		47,460 円	日額	280 円	
	塵芥処理に従事した機械管理員又は作業員		3,297,800 円	日額	550 円	
	し尿処理に従事した機械管理員		356,125 円	日額	550 円	
特殊車両等運転手当	トラクター、ショベルカー、ロードローラー又はブルドーザー等の特殊車両(以下「特殊車両」という。)の運転に従事した者		401,210 円	日額	530 円	
	本務として乗車定員 30 人以上又は最大積載量 6,500 キログラム以上の自動車(以下「大型自動車」という。)の運転に従事した者		34,485 円	日額	330 円	
	本務として自動車(特殊車両及び大型自動車を除く。)の運転に従事した者		86,500 円	日額	250 円	
廃棄物処理施設技術管理者手当	廃棄物処理施設技術管理者である者		120,000 円	月額	5,000 円	
臨時運転手当	自動車の運転を本務としない者で専任の運転士に代わって土木作業用又は清掃作業用自動車を運転した者		80,520 円	日額	220 円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成 25 年度決算)	2 億 1,047 万 4 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(平成 25 年度決算)	265 千円
支給実績(平成 24 年度決算)	2 億 3,080 万円
職員 1 人当たり平均支給年額(平成 24 年度決算)	285 千円

(注)職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 25 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 25 年度決算)
扶養手当	○配偶者 13,000 円 ○配偶者以外の扶養親族 1 人につき 6,500 円 *職員に配偶者なし そのうち 1 人につき 11,000 円 (16 歳~22 歳の子 1 人につき、 5,000 円加算)	同じ		117,656,230 円	245,117 円
住居手当	○借家の場合(家賃 11,500 円を を超える場合に限り) 家賃の額に応じて 27,000 円を限 度に支給 ○自宅の場合(世帯主に限り) 7,000 円	異なる	○借家の場合(家賃 12,000 円を超える場合に限り) 家賃の額に応じて 27,000 円 を限度に支給	80,065,329 円	142,719 円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 6 か月を超えない期間で低廉な 定期券・回数券等の価格を一括 支給 ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて 5,100 円~ 32,830 円を支給	異なる	○電車・バスを利用する場合 月額 55,000 円を限度として、 6 か月を超えない期間で低廉 な定期券の価格を一括支給 ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて 2,000 円~ 24,500 円を支給	94,118,817 円	107,564 円
管理職 手当	○5 級~8 級の管理職に支給され る 8 級(部長相当職) 76,500 円 7 級(課長相当職) 58,600 円 6 級(課長補佐相当職) 46,200 円 5 級で管理職であるもの (指導主事、管理主事) 38,900 円	異なる	○管理又は監督の地位にあ る職員の官職のうち、規則で 指定する官職を占める職員に 対し支給 ○俸級の特別調整額におけ る職務の級や区分に応じて 46,300 円~139,300 円を支給	125,460,100 円	621,090 円
休日勤務 手当	○祝日に勤務した職員に通常の 時間単価に 135/100 を乗じた額 を支給 ○年末年始に勤務した職員に通 常の時間単価に 150/100 を乗じ た額を支給	異なる	○祝日及び年末年始に勤務 した職員に通常の時間単価 に 135/100 を乗じた額を支給	57,083,434 円	269,261 円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として深夜(午後 10 時~翌日午前 5 時)勤務した 職員に通常の時間単価に 25/100 を乗じた額を支給	同じ		7,753,240 円	57,009 円

管理職員 特別勤務 手当	○管理職が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給される	異なる	○管理職が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給される	3,454,000 円	27,632 円
	8 級(部長相当職) 10,000 円 7 級(課長相当職) 8,000 円 6 級(課長補佐相当職) 6,000 円 5 級で管理職であるもの(指導主事、管理主事) 4,000 円		○俸級の特別調整額の区分等に応じて、勤務 1 回につき 6,000 円～18,000 円を支給する。6 時間を超える勤務は、5 割増		

6 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		給料月額等		
給	市長	923,700 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副市長	797,600 円	1,075,000 円	275,400 円
報	議長	546,250 円	739,000 円	445,000 円
	副議長	486,650 円	663,000 円	385,000 円
	議員	456,900 円	606,000 円	360,000 円
期 末 手 当	市長 副市長	(平成25年度支給割合) 3.90 月分		
	議長 副議長 議員	(平成25年度支給割合) 3.90 月分		
退 職 手	市長	(算定方法) 給料月額×在職月数×0.35	(1期の手当額) 1,552万円	(支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×0.25	957万円	任期毎

(注)退職手当の「1期の手当額」は、給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(平成26年4月1日現在)

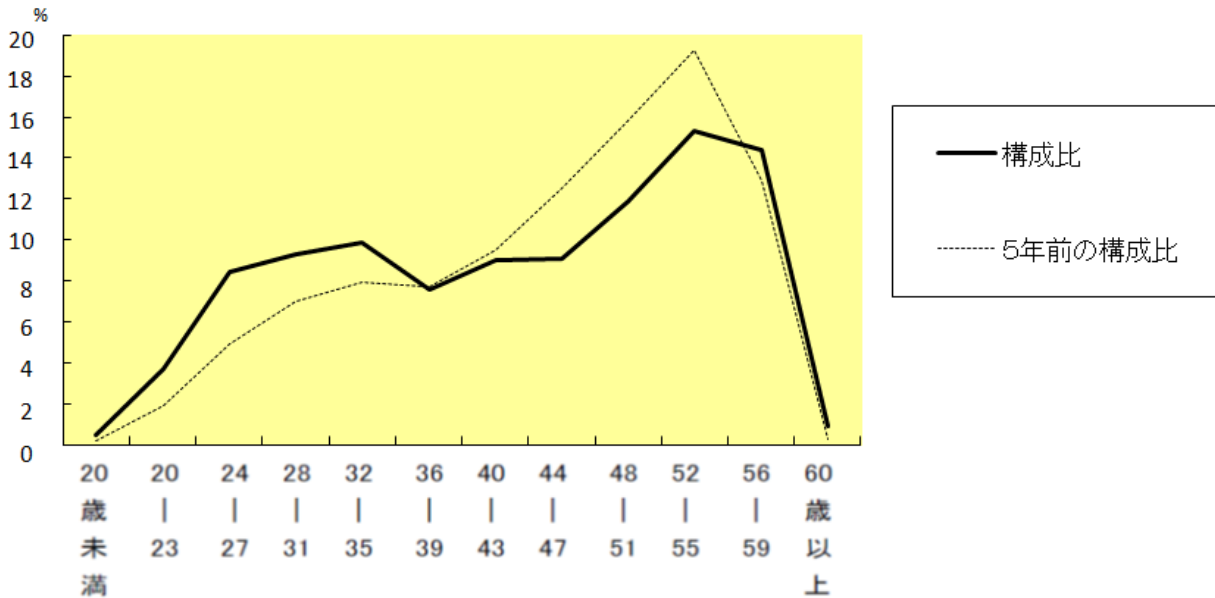
区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成 25 年	平成 26 年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	9	9	0	
		総 務	154	154	0	
		税 務	50	50	0	
		労 働	0	0	0	
		農 水	9	8	-1	業務見直しによる削減
		商 工	8	9	1	ツーリズム業務増に伴う増員
		土 木	105	106	1	総合体育館業務増に伴う増員

	計	335	336	1	<参考>人口1万人当たり職員数 19.8人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 44.32人)
福祉部門	民生	195	198	3	生活保護業務増・保育業務増等
	衛生	86	80	-6	機構改革による業務集約による削減
	計	281	278	-3	<参考>人口1万人当たり職員数 16.4人
	一般行政計	616	614	-2	
	教育部門	124	129	5	
	消防部門	179	183	4	
	小計	919	926	7	<参考>人口1万人当たり職員数 54.5人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 60.81人)
等 会計部門 公営企業	水道	22	20	-2	再任用短時間職員の活用による削減
	下水道	19	19	0	
	その他	57	55	-2	区画整理業務見直し等による削減
	小計	98	94	-4	
合計		1,017 [1,326]	1,020 [1,326]	3	<参考>人口1万人当たり職員数 59.9人

※〔 〕内は、条例定数の合計です。

※人口1万人当たりの職員数は、平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口に基づくものです。

(2)年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	5人	38人	86人	95人	101人	77人	92人	93人	121人	156人	147人	9人	1,020人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	年度						過去5年間 増減数(率)
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	
一般行政	623	624	628	621	616	614	▲9(▲1.5%)
教育	140	138	139	132	124	129	▲11(▲8.5%)
消防	173	174	175	178	179	183	10(5.5%)
普通会計計	936	936	942	931	919	926	▲10(▲1.1%)
公営企業等会計計	109	108	102	101	98	94	▲15(▲16.0%)
総合計	1,045	1,044	1,044	1,032	1,017	1,020	▲25(▲2.5%)

(注)各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

8 公営企業職員の状況

(1)水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 3,248,074	千円 256,597	千円 183,359	% 5.6	% 5.6

(注)収益的収支による損益勘定職員の状況です。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 25	千円 96,592	千円 21,769	千円 37,098	千円 155,459	千円 6,218

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数です。

市町村(政令指定都市を除く) 1人当たり給与費
6,123 千円

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	49.4 歳	358,456 円	517,995 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	一般行政職(流山市)												
1人当たり平均支給年額(平成25年度決算) 148万2千円(平均年齢49.4歳)	1人当たり平均支給年額(平成25年度決算) 151万9千円(平均年齢43.5歳)												
(平成25年度支給割合) <table border="0" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.60 月分</td> <td>1.35 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.45) 月分</td> <td>(0.65) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.60 月分	1.35 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分	(平成25年度支給割合) <table border="0" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>1.35 月分</td> <td>1.35 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.45) 月分</td> <td>(0.65) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	1.35 月分	1.35 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
期末手当	勤勉手当												
2.60 月分	1.35 月分												
(1.45) 月分	(0.65) 月分												
期末手当	勤勉手当												
1.35 月分	1.35 月分												
(1.45) 月分	(0.65) 月分												
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20%(平成25年度)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20%(平成25年度)												

(注)1 平均年齢は、平成26年4月1日現在の年齢です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

水道事業			一般行政職(流山市)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
○1人当たり平均支給額 2,408万8千円(応募認定・定年)			○1人当たり平均支給額 1,090万5千円(自己都合) 2,480万4千円(応募認定・定年)		

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		7,300 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		304,158 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の支給率
全地域	7 %	24 人	7 %

エ 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

区 分		全 職 種		
支給実績(平成 25 年度決算)		66,000 円		
支給職員1人当たり平均支給年額		22,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合		12.0 %		
手当の種類(手当数)		4 手当		
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (25 年度決算)	左記職員に対する 支給単価	
電気主任技術者手当	自家用電気工作物主任技術者であるもの	-	月額	5,000 円
水道技術管理者手当	水道技術管理者であるもの	60,000 円	月額	5,000 円
危険手当	人体に影響を及ぼす勤務に従事した者。ただし、機械管理員がその本来的業務において人体に危険を及ぼす業務に従事する場合を除く。	-	日額	300 円
緊急業務手当	勤務時間外の緊急事故処理に出動した者	6,000 円	1回	2,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成 25 年度決算)	990 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成 25 年度決算)	71 千円
支給実績(平成 24 年度決算)	2,305 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成 24 年度決算)	136 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (平成 25 年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成 25 年度決算)
扶養 手当	○配偶者 13,000 円 ○配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500 円 *職員に配偶者なし そのうち1人につき 11,000 円 (16歳~22歳の子1人につき、5,000 円加算)	同じ		4,067,500 円	254,218 円

住居 手当	○借家の場合(家賃 11,500 円を超える場合に限る) 家賃の額に応じて 27,000 円を限度に支給 ○自宅の場合(世帯主に限る) 7,000 円	同じ		1,551,800 円	119,369 円
通勤 手当	○電車・バスを利用する場合 6 か月を超えない期間で低廉な 定期券・回数券等の価格を一括支給 ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて 5,100 円～ 32,830 円を支給	同じ		2,743,060 円	114,294 円
管理 職手 当	○6 級～8 級の管理職に支給される 8 級(部長相当職) 76,500 円 7 級(課長相当職) 58,600 円 6 級(課長補佐相当職) 46,200 円	同じ		3,624,000 円	604,000 円
休日 勤務 手当	○祝日に勤務した職員に通常の時間 単価に 135/100 を乗じた額を支給 ○年末年始に勤務した職員に通常の 時間単価に 150/100 を乗じた額を 支給	同じ		- 円	- 円
夜間 勤務 手当	正規の勤務時間として深夜(午後 10 時～翌日 午前 5 時)に勤務した職員に通常の時間単価に 25/100 を乗じた額を支給	同じ		- 円	- 円
管理 職員 特別 勤務 手当	○管理職が臨時又は、緊急の必要等 により週休日又は休日等に勤務し た場合に支給される 8 級(部長相当職) 10,000 円 7 級(課長相当職) 8,000 円 6 級(課長補佐相当職) 6,000 円	同じ		- 円	- 円